

個人番号カード 利用のご案内



個人番号カードの利用と取り扱い

①マイナンバー（個人番号）と身元を証明する書類として



社会保障分野や税分野等のマイナンバーの提示が必要な場面で利用できます。

国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関等に対して。

②顔写真付きの身分証明書として



おもて面は所有者が同意すれば誰でもコピーできるよ

うら面の個人番号は①の場合に限りコピーが許されるよ

※ 申請時、満1歳未満の方は顔写真なし

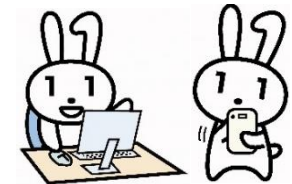
コンビニ等で公的な証明書が取得できます

便利！

- ◆印鑑登録証明書 ◆住民票の写し
- ◆住民票記載事項証明書
- ◆市県民税（所得・課税）証明書

行政手続のオンライン申請ができます

国税電子申告納税システム「e-Tax」等



個人番号カードの有効期間

◆18歳以上の方・・・発行日後10回目の誕生日まで

◆18歳未満の方・・・発行日後5回目の誕生日まで

個人番号カードの更新は、有効期間の満了の3ヶ月前より申請できます。更新の案内が届くので、有効期間内に申請してください。

※外国人住民の方については、マイナンバーカードの有効期間は在留期間の満了日等となります（高度専門職第2号、永住者及び特別永住者を除く）。

*The Individual Number Cards of foreign residents shall be valid until the expiration date, etc. of their period of stay (with the exception of those residing in Japan under the following statuses: Highly Skilled Professional(ii), Permanent Resident and Special Permanent Resident).

個人番号カードの管理とパスワードの扱い

◆個人番号カードは紛失、盗難等のないよう大切に取扱ってください。

◆設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。

◆パスワードを忘れた場合、窓口で本人確認のうえ、再度設定する必要があります。

個人番号カード 利用のご案内



個人番号カード紛失等の場合

直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日 24時間対応）に連絡し、個人番号カードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。



◆マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

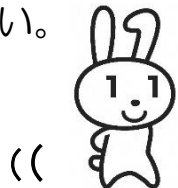
◆個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578 （繋がらない場合は050-3818-1250）

※一時停止後にカードが見つかった場合、窓口で一時停止の解除を行うことができます。

個人番号カードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷した個人番号カードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には手数料が掛かります。

引越等に伴う個人番号カードの券面情報の変更

引越や婚姻等で個人番号カードの氏名や住所等が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、個人番号カードを窓口にお持ちください。



新たな住所や氏名等が
追記欄に記載されます

その他

個人番号カードの利用に関する情報については以下のサイトをご参照ください。

◆総務省
マイナンバー制度とマイナンバーカード
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

◆地方公共団体情報システム機構
マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp>